

# 熱損失防止改修工事等に係る固定資産税減額適用申告書

(宛先) 春日井市長 住所 (所在地)	令和 年 月 日	改修工事の内容 (該当する□にレ印を記入) <input type="checkbox"/> 窓の改修工事 (必須) <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事
納税義務者 氏名 (名称及び代表者氏名)		
個人番号 (法人番号)		
電話 ( )		

次のとおり春日井市市税条例附則第10条の3第8項の規定の適用を受けるため申告します。

家屋の所在地 (家屋番号)	種類	建築年月日 及び登記年月日	床面積 (m <sup>2</sup> )	人の居住の用に供する部分の床面積	適用床面積 (m <sup>2</sup> )	改修工事が完了した年月日	改修工事に要した費用	補助金等の額

3月以内に提出できなかった理由

※工事完了から3月以内に提出できなかった場合のみ記入してください。

\* 上記物件が特例適用に該当する場合はその旨を証明する書類を添付してください。

(1)省エネ改修に要した費用を証した書類 (2)当該改修後の家屋が省エネ基準を満たすことを証する書類

\* バリアフリー (高齢者等居住) 改修工事を同時に行なった場合は、バリアフリー改修の申告書も提出してください。

## 受付時確認欄

- 記載漏れが無い
- 必要書類が揃っている
- 窓の改修工事が含まれている
- 賃貸住宅ではない (併用住宅は住宅部分が1/2以上)
- 改修後の住宅床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下
- 改修費用の自己負担額が60万円超
- 新築軽減等の対象期間ではない
- 改修工事完了から3月以内 (3月以上の場合、理由の記載)
- 平成26年4月1日以前から存している家屋

上記のとおりですので、減額の適用をしてよろしいか。  
適用年度 令和 年度

課長	課長補佐	課長補佐	主査	担当

## 住宅の熱損失防止改修工事等に係る固定資産税の減額措置について

平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）で、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、次の要件を満たしていれば、改修工事が完了した年の翌年度1回限り、120m<sup>2</sup>相当分まで固定資産税の減額を受けることができます。

減額措置対象の納税義務者は、改修工事完了後3月以内に必要書類を持参して、減額の申告手続きを行ってください。

### 減額を受けるための主な要件

#### 1 次の省エネ改修工事

- ① 窓の断熱性を高める改修工事 (必須)
- ② 床等の断熱性を高める改修工事
- ③ 天井等の断熱性を高める改修工事
- ④ 壁の断熱性を高める改修工事  
(外気等と接するものの工事に限る。)

#### 2 性能等の要件

改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること。

#### 3 工事費の要件

補助金等を除く自己負担額が60万円超（断熱改修に係る工事費が60万円超、又は断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）であること。

#### 4 改修後の住宅の床面積が50m<sup>2</sup>以上280m<sup>2</sup>以下であること。

### 減額の内容

改修工事を行った住宅の固定資産税額の3分の1（長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3分の2）

※都市計画税は減額されません

※新築住宅の減額や耐震改修工事による減額と同時に適用はできません。ただし、バリアフリー改修工事による減額との同時適用は可能です。

### 減額される期間

改修が行われた翌年度分（適用は1回限り）

### 申告に必要な書類

- 1 増改築等工事証明書（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関等）
- 2 工事明細書・領収書等、改修工事の内容及び費用を確認できる書類（施工業者）  
上記のほか、長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、そのことを証する書類（春日井市建築指導課）

### 根拠法令

地方税法附則第15条の9 第9項～第12項